

## 令和4年中に家屋を新築・増改築・取り壊しされたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

### ◆新築・増改築をしたとき

令和4年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和5年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

### ◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課 固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

### ◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、税務課 固定資産税第2係へ届け出が必要となります。

### ◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門(☎0742-23-5230)にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線285)

## 2月は大和川水質改善強化月間です

大和川水環境協議会では、水質が悪化しやすくなる2月を「大和川水質改善強化月間」としています。水質悪化の主な原因は生活排水の汚れです。下記の工夫などで、生活排水の汚れを減らすことができます。きれいな大和川のために、みなさまのご協力をお願いします。

- ①食器や調理器具は汚れを拭き取ってから洗いましょう。
- ②石けんやシャンプー、洗剤類は使いすぎないように気をつけましょう。
- ③食べ残しや野菜クズ等の生ごみは下水に流さないようにしましょう。
- ④食用油は使い切るか、新聞紙にしみこませるなどしてゴミとして出しましょう。

### ◆市では、家庭から出た食用廃油の回収を行っています

日時＝毎月第4水曜(祝日の場合は第3水曜)9時～15時

場所＝中央公民館(三の丸会館) 体育館側駐車場

問合せ＝環境政策課(内線572)

## 大和郡山市地域の絆応援助成金事業(奨学金返還支援事業)

働く若者の本市への移住・定住の促進を目的として、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、奨学金の返還を行っている人に対して、奨学金返還額の一部を助成します。

助成金額＝奨学金返還額の3/4の額(月額換算の上限1万5千円、年間最大18万円)

助成期間＝最大36ヵ月(3年間で最大54万円)

申請受付＝令和4年度奨学金返還分について、令和5年4月1日より受け付け開始

※事前相談はいつでも可能です。

対象＝市内に定住し、市内に本社を有する中小企業に正規雇用されている人や一定の専門資格を有しその資格に基づき市内の社会福祉事業所等で正規雇用されている人で、令和5年4月1日に30歳未満の人

※助成金の申請には、他にも要件がございますので、詳しくはホームページをご覧ください。

申請・問合せ＝企画政策課(内線241)



## 第十一回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日です

令和2年8月から戦没者等の遺族を対象とした第十一回特別弔慰金の請求受付を行っています。まだ請求手続きをしていない人は期限内に手続きをお願いします。請求期限を過ぎると法律の規定により第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、早めに請求してください。

すでに請求済みで国債の交付がまだの人については、国債が届き次第順次お知らせしますので今しばらくお待ちください。

問合せ＝障害福祉課 福祉総務係(内線532)

## 児童手当の支払い(令和4年10月分～令和5年1月分)

児童手当の令和4年10月分～令和5年1月分は、2月15日(水)に受給者の預金口座に振り込みます。

16日(木)以降に入金を確認してください。

※次のときは、速やかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき。
- ②振り込み口座の変更や解約したとき。
- ③名前や住所を変更したとき。
- ④受給者が公務員になったとき。
- ⑤3歳未満の児童がいる受給者の年金区分が変わったとき。

問合せ＝子育て支援課 給付係(内線522)